

支 払 基 金
平成 2 6 年 9 月 1 0 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 6 年 9 月 1 0 日付け厚生労働省告示第 3 5 0 号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日であることから、平成 2 6 年 9 月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

材料価格の変更

平成 2 6 年 1 0 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金 額	
		変更後	変更前
710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金 1 2 % 以上 J I S 適合品）	1,190	1,078
710010177	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金板状（金 1 2 % 以上 J I S 適合品）	1,239	1,094
710010178	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金バー状パ ラタルバー用	983	913
710010179	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金バー状リ ンガルバー用	1,090	944
710010181	歯科鑄造用銀合金第 1 種（銀 6 0 % 以上イ ンジウム 5 % 未満）	135	142
710010182	歯科鑄造用銀合金第 2 種（銀 6 0 % 以上イ ンジウム 5 % 以上）	143	151